

今後の市民参加懇談会について

平成21年1月14日
原子力政策担当室

1. 現状

市民参加懇談会は、政策立案過程への市民参画を拡大するため、平成13年に設置され、市民参加懇談会のコアメンバーがファシリテータとなって実施する対話型イベントを全国各地で17回開催し、市民が原子力政策に関して対話する機会を提供してきた。

平成16年から検討を開始した原子力政策大綱の策定に当たっては、市民参加懇談会の開催を通じて理解された市民の関心事に対する取組のあり方も重要政策課題として審議された。

その後、原子力委員会では、原子力政策大綱の政策評価活動が本格化した平成19年に、原子力委員会が行なう広聴活動について、市民参加懇談会、ご意見を聞く会、公開フォーラムの3種類に整理した。このうち、ご意見を聞く会については、市民参加懇談会の経験を活かして、専門部会の審議に参加している専門家と市民との対話の機会を提供するよう運営している。

2. 問題意識と方向性

本年は、原子力政策大綱制定から3年以上が経過し、重要施策の進捗状況や、原子力を取り巻く国際的な環境変化を踏まえて、原子力政策大綱の改訂を行うべきか等について検討を行う時期にきている。この検討は、政策評価をはじめとするこれまでの活動を総括した上で、原子力委員会が各方面の意見を聴取しつつしていくこととなることから、原子力政策に係る広聴・広報活動のあり方のみならず、原子力委員会の広聴・広報活動のあり方についても総括していくことが必要となっている。

そこで、市民参加懇談会には、これまでの経験を通じて得られた知見を総括していくだけ、その活動を終了していただくこととしたい。

3. 今後の予定

2月に開催する「市民参加懇談会in鹿児島」の後は、新年度初頭に市民参加懇談会(コアメンバー会合)を1回開催し、これまでの市民参加懇談会の活動を通じて得られた教訓等について意見交換を行った上で、市民参加懇談会の活動を終了するものとする。

市民参加懇談会の設置について

平成13年7月 3日

平成19年4月24日

(一部改訂)

原子力委員会決定

1. 目的

「原子力政策大綱」（平成17年10月14日閣議決定）は、原子力政策の円滑な実施にあたり広聴活動を国民、地域社会との相互理解を図る活動の出発点に位置付け、それにより得られた意見等を踏まえて、広報や対話の活動を進めていくべきとしている。

また、公聴会や意見募集を行い、政策決定過程への国民参加の機会を用意することに誠実に取り組むことを求めているところ。

このため、原子力委員会の下に「市民参加懇談会」を設置し、原子力政策の決定過程における市民参加の拡大及び、国民の理解をより一層促進することとする。

2. 活動内容

原子力政策における国民の参加や原子力政策に関する国民の理解を促進するため、国民から直接意見を伺う懇談会の開催及びその効果的な実施のための調査検討を行う。また、原子力委員会が行う原子力政策の策定や評価に活用するため、懇談会の開催を通じて把握した国民の意見及び国民参加の促進のための知見を、適宜報告する。

3. 構成

別途定める。

4. その他

懇談会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。

「市民参加懇談会」の今後の進め方について（案）

平成19年8月3日

1. 市民参加懇談会のこれまでの活動

市民参加懇談会は、平成13年7月の設置以来、これまで立地地域と電力消費地の双方において計14回開催されてきた。市民参加懇談会は原子力政策における市民参加・国民理解を促進するための「広聴」を主目的として位置づけており、テーマを定めず市民の声を聞いて、市民の知りたいことを把握し、その結果を原子力委員会及び関係府省の広報活動に反映させる取組を行ってきたところである。

2. 市民参加懇談会の今後の役割

市民参加懇談会は、今後とも個別の政策に限定されずに広聴を主目的とした活動を行っていくものとする。原子力委員会が実施する、広聴・広報事業におけるその位置づけは以下のとおり。

- ① [政策の企画段階における市民参加] 「市民参加懇談会 in〇〇」
市民の意見等を把握するための広聴を行うもの。その結果は、政策の企画・立案に反映される。
- ② [政策の実施、評価段階] 「ご意見を聞く会」
原子力委員会が行う原子力政策の策定や政策評価を行う過程において、国民の意見の聴取を行うもの。その結果は、政策やその評価の取りまとめに反映される。
- ③ [政策の理解促進段階] 「公開フォーラム」
原子力政策の特定の事項について、国民に説明し実施における課題を把握する。
- ④ その他
ホームページの運営（質問コーナーを含む）を通じた情報の公開、意見、質問等の受付。

3. 今後の市民参加懇談会の進め方

① 名称

専門部会の名称である「市民参加懇談会」と区別するため、各地で市民から直接意見を伺う市民参加懇談会については、「市民参加懇談会 in ○○」や「地域市民参加懇談会」などの表現を用いる。

②市民参加懇談会の検討内容

市民参加懇談会では、「地域市民参加懇談会」の開催に係る企画・立案とともに、聴取した市民の意見等について、原子力委員会及び関係府省が行う原子力政策へ反映するための報告を取りまとめる。

③専門委員の役割

専門委員は、市民参加懇談会を通じ、原子力政策に係るコミュニケーションの媒介者として、原子力について国民が知りたいことや意見等をすくい上げるとともに、対話を通じて国民の理解を助ける役割を担うこととする。

④「地域市民参加懇談会」について

地域市民参加懇談会では、広聴を中心とした活動に主眼を置きつつも、より効果的に市民の意見をすくい上げ、国民が知りたいことの把握を行う観点から、必要に応じて、テーマを設定するとともに、そのテーマに関連して参加者の理解を促進するための説明も行う。

その際、必要に応じて、説明者としてテーマに応じた有識者を招へいする。

以 上